

平成28年7月  
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果  
について

警察庁において、平成28年5月13日から6月11日までの間、道路交通法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見の募集を行ったところ、40件の御意見を頂きました。

道路交通法施行令の一部を改正する政令等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第257号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成28年内閣府令・国土交通省令第2号）
- (4) 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第13号）
- (5) 届出自動車教習所が行う教習の課程に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号）
- (6) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第15号）
- (7) 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第16号）
- (8) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第17号）
- (9) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第18号）
- (10) 指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則（平成28年国家公安委員会規則第19号）

2 命令等の案を公示した日

平成28年5月13日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 40件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	39件
電子メール	0件
F A X	1件
郵 送	0件

## 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

### 第1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案関係

#### 1 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

##### 臨時高齢者講習等に係る手数料の標準額について定めること（高齢者講習の手数料の標準額を4,650円等と定めること）について

この項目に対しては、

- 費用を低くしてもらえるとありがたい。
- 高齢者講習の手数料を上げてほしい。
- 講習方法にある個人指導の実施時間を見直し、補助員の配置をしない形で手数料の標準額を積算し直してほしい。

といった御意見がありました。

高齢者講習の手数料の標準額は、当該講習の実施に必要と考えられる講師の人件費、運転適性検査器材等の物件費や施設借上費等の施設費を勘案して積算をしています。

今回の改正では、平成25年度及び平成26年度に行われた「高齢者講習の在り方に関する調査研究」の結果等を踏まえて当該講習の項目・時間等を定めており、受講者の多くを占める、70歳以上75歳未満の方や75歳以上で認知機能検査において認知症のおそれ及び認知機能が低下しているおそれがないと判断された方（以下「認知機能の低下等のおそれがないと判断された方」といいます。）については、講習内容を合理化するとともに、手数料の標準額を現行のものより低くしています。また、75歳以上で認知機能検査において認知症のおそれ又は認知機能が低下しているおそれがあると判断された方（以下「認知機能の低下等のおそれがあると判断された方」といいます。）については、指導員1人に対し受講者1人で行うこととする個人指導を導入するなど講習内容を高度化するとともに、手数料の標準額を現行のものより高くしています。

なお、個人指導については、実車指導の映像や認知機能検査の結果に基づいて、受講者一人一人の認知機能を含む身体機能の現状に合わせたきめ細やかな安全教育

を行うものであり、これに必要と考えられる講習時間や指導員の人数等を算出し、これを基に手数料の標準額を積算しています。

## 2 運転免許の種類等に関する規定の整備

この項目に対する御意見はありませんでした。

## 第2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

### 1 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

**高齢者講習及び臨時高齢者講習の内容について定めること（70歳以上75歳未満の運転免許保有者及び75歳以上の運転免許保有者で認知機能の低下等のおそれがないと判断された方に対する高齢者講習を2時間に合理化すること等）について**

この項目に対しては、

- これだけ高齢者の事故が起こっている中で、高齢者講習の時間を短縮するということが理解しがたい。
- 今回の改正で75歳以上の高齢者は更新時の認知機能検査の結果により2時間（合理化）講習、3時間（高度化）講習と区分され、更新後も臨時認知機能検査、臨時高齢者講習など、さらに複雑化するようだが、将来立ち行かなくなるおそれがある。

といった御意見がありました。

平成27年に行われた道路交通法の改正では、高齢運転者による事故実態を踏まえて、

- 一定の違反をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査制度の導入
- 臨時認知機能検査を受け、一定の基準に該当した方に対する臨時高齢者講習制度の導入

等を行い、高齢運転者対策を強化することとされました。この改正に先立ち、平成25年度及び平成26年度に高齢者講習の在り方に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえて、高齢者講習は、

- 75歳以上で認知機能検査において認知機能の低下等のおそれがあると判断された方に対しては、時間を3時間とし、内容を高度化
- 70歳以上75歳未満の方及び75歳以上で認知機能検査において認知機能の低下等のおそれがないと判断された方に対しては、時間を2時間とし、内容

を合理化  
することとしたものです。

今回の改正は、認知機能の低下等のおそれがあると判断された高齢運転者による交通事故防止対策の充実を図りつつ、一方で、認知機能が低下しているおそれがない等と判断された方等に対する受講の負担を軽減するために行われるものであり、この新制度を運用していくことが適切であると考えています。

## 2 運転免許の種類等に関する規定の整備

### (1) 準中型自動車の区分の基準として、車両総重量を 3.5 トン以上 7.5 トン未満、最大積載量を 2 トン以上 4.5 トン未満等と定めることについて

この項目に対しては、

- 免許区分の複雑化はできるだけ避けるべきであること等から、準中型自動車と中型自動車の区分の境界を車両総重量 8 トン、最大積載量 5 トンとすべきである。

といった御意見がありました。

車両総重量については、車両総重量別 1 万台当たり死亡事故件数（平成 20 年～23 年平均）をみると、車両総重量 7～7.5 トンが約 0.8 件となっているのに対し、7.5～8 トンは約 1.6 件と約 2 倍の値になっており、交通安全対策上、7.5 トン以上の車両を準中型自動車に加えることは困難であると考えています。また、最大積載量が 4.5 トン以上の車両で、車両総重量が 7.5 トン未満のものはほとんど存在しないことから、最大積載量が 4.5 トン以上の車両を準中型自動車に加えることとはしなかったものです。

### (2) 準中型自動車免許に係る適性試験及び適性検査の科目及び合格基準について定めることについて

この項目に対しては、

- 中型車（8 t）限定中型自動車免許の適性試験の合格基準は、普通自動車免許等と同じであることから、準中型自動車免許の適性試験の合格基準も、普通自動車免許と同じものとすべきである。

といった御意見がありました。

今回新設される準中型自動車に区分される車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車については、そのほとんどが貨物自動車であり、これらの車両総重量別 1 万台当たり死亡事故件数が車両総重量 3.5 トン未満の自動車の同件数に比して高いことから、貨物自動車の事故防止対策を強化するため、準中型自動車を運転するために必要な新たな運転免許の区分を設けることとされました。また、準中型自動車免許を受けようとする方の多くは大型自動車免許又は中型自動車免許を受けようとする方と同様に職業として自動車を運転しようとする方であることが想定されます。このため、準中型自動車免許を取得しようとする方に対する適性試験等の合格基準については、大型自動車免許及び中型自動車免許と同等の基準とするものです。

なお、中型車（8 t）限定中型自動車免許に係る運転免許証の更新時の適性試験等の合格基準は、平成 19 年 6 月の中型自動車免許制度の導入に際し、それまでに普通自動車免許を受けていた方の従来からの権利を保護するため、経過措置として設けられているものです。

### **(3) 準中型自動車免許に係る教習の科目ごとの教習時間の基準を定めることについて**

#### **ア 準中型自動車免許を受けている者が大型自動車免許又は中型自動車免許を受けようとする場合の教習時間の基準を定めることについて**

この項目に対しては、

- 準中型自動車免許に係る技能教習と大型自動車免許及び中型自動車免許に係る技能教習において共通している点が多いのだから、技能教習に係る項目の免除内容を増やすべきではないか。

といった御意見がありました。

警察庁においては、準中型自動車免許を受けている方が大型自動車免許又は中型自動車免許を受けようとする場合に必要な教習項目及び教習時間の基準を定めるために、有識者による調査研究を実施しました。

当該調査研究の結果によれば、準中型自動車と大型自動車又は中型自動車とを比べた場合、車両の大きさ等が大きく異なっているため、実施した実験教習等で、それぞれの車両を安全に運転するために必要な運転技能が異なっていることが判明しました。このため、大型自動車免許又は中型自動車免許を取得す

る場合の教習において準中型自動車免許を取得する場合の教習と共通する教習項目を大型自動車又は中型自動車等を用いて、改めて実施する必要がある、これらについては免除することはできないと考えています。

## **イ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許等を受けている者の教習時間の基準を定めることについて**

この項目に対しては、

- 準中型自動車免許の学科教習時限数について、現行の中型自動車免許に準じて時限数を設けてあるように見受けられるが、普通自動二輪車免許保有者である場合、必要な学科教習として「危険の予測」と「高速道路での運転に関する知識」の2項目を規定しているため、教習時限数を1時限とするのは不合理ではないか。

といった御意見がありました。

大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けている方が準中型自動車免許を受けようとする場合の学科教習の教習時間の基準については、御意見を受けて改めて検討したところ、適切な教習を行うためには3時限とすることが適当であると考えられたことから、3時限とすることとします。

なお、この点に関連して、学科教習の教習項目に係る各命令案の内容について、技術的修正を行っております。

## **第3 その他の命令案及び規則案**

これらの命令案及び規則案に対する御意見はありませんでした。

## **第4 その他**

このほか、

- 3月は教習所の繁忙期であることなどから、その時期に準中型自動車免許制度が施行されると旧法普通自動車免許を取得できる者が少なくなってしまうため、当該制度の施行日を前倒しして、平成29年1月以前とする、又は施行日を先送りして平成29年6月以降とすることが適当である。

といった御意見がありました。

施行日については、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条において公布の日（平成 27 年 6 月 17 日）から 2 年を超えない範囲内において施行することが定められています。平成 29 年 6 月に施行する場合、平成 28 年度に満 18 歳で高等学校を卒業した方は、しばらくの間、車両総重量 5 トン以上 7.5 トン未満の貨物自動車を運転することができないため、若者の雇用に与える影響等を勘案し、これらの方が高等学校を卒業する平成 28 年 3 月までに施行することが望ましいと考えられます。一方、改正法の施行には、運転免許に係るシステムの改修が必要であり、この作業は現在施行を予定している平成 29 年 3 月 12 日の直前までかかる見通しであり、これ以上の前倒しは困難であると考えています。

なお、御意見のとおり一般に 3 月は教習所の繁忙期であることを踏まえ、平成 28 年度中に準中型免許を取得するに当たっては、できる限り、施行日より前に現行の普通自動車免許を取得し、施行後に、運転できる準中型自動車の車両総重量等の限定を解除するための審査等を受けて当該限定を解除していただくことが可能であることについて、関係機関・団体と連携して、周知を図ってまいりたいと考えています。

なお、政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、交通事故を減少させるための法律改正に関する御意見、高齢運転者対策の推進に関する御意見、自動走行自動車に関する御意見等がありました。

警察庁においては、頂いた御意見について、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。